

令和3年度「高さ指定道路」の指定に関する要望 受付要領

全日本トラック協会では、道路通行時の高さの最高限度を4.1m（道路法および道路交通法の一般的制限値は3.8m）とする「高さ指定道路」の指定を希望する区間について要望を行うため、各都道府県トラック協会の会員事業者からの要望区間を受け付けます。

※要望の受付は各都道府県トラック協会を通じて行います。

1. 対象区間

対象区間は次の①～②の両方を満たすことを条件とします。

①. 通行車両について、次の①～②のいずれかに該当すること。

①背高国際海上コンテナ車

②積載物が積載状態で高さ3.8mを超え4.1mまでの単体物(※)であり、かつ、要望する区間を含む経路を継続、反復して使用する車両
※荷姿等について別途書類(任意書式)の添付が必要

【通行車両が自動車運搬用セミトレーラの場合】

自動車運搬用セミトレーラについては、「(一社)日本陸送協会」にて会員事業者向けに要望区間の取りまとめを行います。

②. 道路について、次の①～④のいずれかに該当する区間を含まないこと。

①トンネル、高架橋や植栽等で物理的な高さ障害がある区間

②「大型車進入禁止」などの禁止区間

③過去3年間に要望しているにも関わらず指定されていない区間

④生活道路等を含む区間（駅前、スクールゾーン、住宅街など）

2. 提出書類

次の電子ファイルを提出する。

	提出書類	提出条件	作成者
①	令和3年度「高さ指定道路」要望一覧表	必須	都道府県トラック協会
②	要望区間票Ⅰ	必須	要望事業者
	要望区間票Ⅱ	必須	要望事業者
	要望区間票Ⅲ	※1	要望事業者
③	荷姿等が確認できる書類(任意書式)	※2	要望事業者

※1 要望区間上に立体交差等がある場合に提出

※2 1. ①②に該当する場合に提出